

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第31号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部を改正する規則

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則（平成5年秋田市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第33条中「第39条」を「第39条第1項」に、「を縦覧しよう」を「又は同条第2項に規定する受託者施設に係る生活環境影響調査報告書（以下「生活環境影響調査報告書等」という。）を縦覧しよう」に改める。

第34条第1項第1号および第2号中「生活環境影響調査報告書」を「生活環境影響調査報告書等」に改める。

第35条中「第42条の」を「第42条各項に規定する」に改め、同条第2号中「施設」を「条例第39条第1項に規定する施設又は同条第2項に規定する受託者施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。